

○都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）
（低炭素まちづくり計画）

第七条（略）

2（略）

3 次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一・二（略）

三 前項第二号ハに掲げる事項 貨物運送共同化事業（計画区域内において、第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。））、第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第四号及び第四項において同じ。）又は一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第三十三条第五号において同じ。）を経営し、又は経営しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送（これに付随する業務を含む。）の共同化を行う事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

四（略）

五 前項第二号ホに掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第四十七条第一項の許可に係るもの内容及び実施主体に関する事項

ロ 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項第二号及び第四十条において同じ。）に設けられる太陽光を電気に変換する設備その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設（ハにおいて「非化石エネルギー利用施設等」という。）で政令で定めるものの整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項

ハ（略）

4～8（略）

（集約都市開発事業計画の認定基準等）

第十条 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に

掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 (略)

二 集約都市開発事業計画（特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第四項まで及び第六項において同じ。）が第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

三 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。

四 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

五 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 建築主事を置かない市町村（その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村を含む。）の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第二号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 9 (略)

(報告の徴収)

第十二条 市町村長は、認定集約都市開発事業者に対し、第十条第一項の認定を受けた集約都市開発事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条及び第十四条において「認定集約都市開発事業計画」という。）に係る集約都市開発事業（以下「認定集約都市開発事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

(費用の補助)

第十七条 (略)

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第十九条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する土地区画整理事業を施行する者は、同項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権

その他の宅地を使用し、又は収益することができ権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 (略)

(軌道利便増進実施計画の認定)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る軌道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 軌道利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道利便増進実施計画に記載された事項が当該軌道利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道利便増進実施計画に記載された旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許並びに同法第十一条第一項の運賃及び料金の認可の基準に適合するものであること。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許並びに同法第十一条第一項の運賃及び料金の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5～7 (略)

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。

9・10 (略)

(樹木等管理協定の効力)

第四十三条 第四十一条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた樹木等管理協定は、その公告のあつた後において当該樹木等管理協定に係る協定樹木等の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

第四十七条 (略)

2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3・4 (略)

5 許可事業者は、第一項又は第三項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第七条第三

項第五号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6・7 (略)

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下この項において「空気調和設備等」という。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を作成し、所管行政庁(建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。)の認定を申請することができる。

2 (略)

(低炭素建築物の容積率の特例)

第六十条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第三項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、低炭素建築物の床面積のうち、第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

【第一条関係】

○熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「熱供給」とは、加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給することをいう。

2・3 (略)

4 この法律において「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備であつて、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう。

【第二条関係】

○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

（占用物件）

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一（略）

二の二 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所で地下に設けられるもの

三（略）

【第三条及び第十二条関係】

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。以下同じ。）
。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一〇三 (略)

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2〇15 (略)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 (略)

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十三項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場

合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三 第四十八条第一項から第十三項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

4 (略)

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 第四条第一項の市以外の市又は町村においては、同条第二項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。

2 5 (略)

(特別区の特例)

第九十七条の三 特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

2 3 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 4 (略)

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 3 (略)

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第五十二条第一項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低

限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第三項第一号及び第三百三十七条の人において「自動車車庫等部分」という。）

ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第三項第二号及び第三百三十七条の人において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第三項第三号及び第三百三十七条の人において「蓄電池設置部分」という。）

ニ 自家発電設備を設ける部分（第三項第四号及び第三百三十七条の人において「自家発電設備設置部分」という。）

ホ 貯水槽を設ける部分（第三項第五号及び第三百三十七条の人において「貯水槽設置部分」という。）

五〇八（略）

二〇四（略）

【第五条関連】

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（換地処分）

第三百三条（略）

二〇三（略）

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

五〇六（略）

【第六条から第八条関係】

○軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

（事業の特許）

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

【附則第二条関係】

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。）、次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三條の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八條第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二條の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十六條、第五十六條の二、第五十七條の二第三項、第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條、第五十九條第一項及び第二項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項及び第二項、第六十條の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一條、第六十二條、第六十七條の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八條第一項から第四項まで、第六十八條の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九、第七十五條、第七十五條の二第五項、第七十六條の三第五項、第八十六條第一項から第四項まで、第八十六條の二第一項から第三項まで並びに第八十六條の八第一項及び第三項

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八條第一項

四 都市緑地法第八條第一項、第十四條第一項、第二十条第一項、第二十九條、第三十五條第一項から第三項まで及び第五項か

- 第三十三条第一項及び第二項
- 十三 港湾法第三十七条第一項第四号及び第四十条第一項
- 十四 住宅地区改良法第九条第一項
- 十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第八条
- 十六 農地法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項
- 十七 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項
- 十七の二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条
- 十八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）
- 十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条
- 十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）第十四条
- 十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）
- 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条
- 二十 海岸法第八条第一項
- 二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項
- 二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）
- 二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項
- 二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項
- 二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項及び第十六条第一項
- 二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）
- 二十五 道路法第四十七条の八、第四十八条の十九及び第九十一条第一項
- 二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）

二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二百二十五条第一項、第二百二十八条第一項、第四百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第二項

二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第三項又は自衛隊法第一百七十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項

三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）

三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十九第一項及び第三項

三十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第三項

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二十

三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五十条第四項

三十五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六十四条第四項及び第五項

2・3 (略)

【附則第三条関係】

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）
（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する

罪の犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4 (略)

別表（第二条関係）

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～四百三十 (略)

四百三十一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）

【附則第四条関係】

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五 (略)

十六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

十八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事（航空局の所掌に属するものを除く。）。

十九 貨物自動車ターミナルに関する事。

二十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関する事。

- 二十一 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七条第五号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十二 建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。
- 二十三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第七条に規定する資格に関すること。
- 二十四 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 二十五 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の規定による事業者等の努力指針に係る事務の取りまとめ及び同法第二条第七項に規定する特定事業活動に関すること（同項第二号に掲げるものを除く。）。
- 二十六 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること。
- 二十七 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十五条第一号において同じ。）間の調整に関すること。
- 二十八 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十九 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。
- 三十 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。
- 三十一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
- 三十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十三 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三十四 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関すること。

三十五 運輸審議会の庶務に関すること。

三十六 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。

三十七 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三十八 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。

三十九 国土交通省の保有する個人情報情報の保護に関すること。

四十 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四十一 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関すること。

四十二 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に関する事務（輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。）の取りまとめに関することに限る。）、同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。）並びに同項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

（物流政策課の所掌事務）

第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（四）（略）

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

六 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

七 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

八 貨物自動車ターミナルに関すること。

九 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

（情報政策課の所掌事務）

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務（第四条第一項第三十七号から第四十一号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二〇五 (略)

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 農住組合が行う交換分合に関すること。

九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第五項に規定する工業団地造成事業に関すること(同法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に関するものを除く。)

十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関すること(同法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関するものを除く。)

十一 新住宅市街地開発事業に関すること。

十二 新都市基盤整備事業に関すること。

十三 まちづくりに関する総合的な事業(主として住宅の供給を目的とするものを除く。)の指導及び助成に関すること。

十四 都市開発資金の貸付けに関すること(土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課の所掌に属するものを除く。)

(住宅生産課の所掌事務)

第一百九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 工場生産住宅その他これに類するものの建設及び供給に関する指導及び助成に関すること。

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の施行に関すること(同法第六章に規定する事務にあつては、施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが行う費用の助成及び負担金の徴収に係るものに限る。)

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)の施行に関すること(土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。)

四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十七条を除く。)の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。

五 住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関すること。

六 建築物その他の構築物に共通する設計、施工方法及び安全条件に係る工業標準に関すること。

七 建築用資材の需給及び価格の調査に関すること。

八 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。

附 則

（都市局市街地整備課の所掌事務についての読替え）

第十二条 都市局市街地整備課の所掌事務については、当分の間、第八十八条第十号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）」とする。